

様式71(第7条関係)

釵産税更正(決定)通知書												
第	号									年	月	日
		(納税義務者)										
年度		住所(所在地) 氏名(名称) 様										
月分		浜松市長								印		
地方税法第533条第1項、第2項又は第3項の規定により下記のとおり更正(決定)しましたので、同条第4項の規定により通知します。												
課 税 標 準	更正(決定)額			千	百	十	万	千	百	十	円	
	既申告(更正決定)額											
	増減額											
同上の不足税額												
加 算 金	過少申告	加算金額	既決定額									
	不申告		更正(決定)額									
	重加算金額			既決定額								
				更正(決定)額								
納期限	年 月 日			納付場所	浜松市指定金融機関等							
1 この通知書に基づく不足税額及び加算金額については、上記納期限までに浜松市指定金融機関等へ納めてください。												
2 納期限までに税金を完納されないときは、次の割合により計算した延滞金額が加算されます。												
(1) 納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間・・・年7.3パーセント (各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントを超える場合には、年7.3パーセントの割合)												
(2) 納期限の翌日から1か月を経過した日以後の期間・・・年14.6パーセント (各年の延滞金特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合)												
注 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示を記載する。												